



令和2年4月20日

所 属	尼崎市地域産業課
所属長	三宮 直樹
電 話	06-6430-9750

テナント事業者向け「緊急つなぎ資金」貸付制度の創設について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少等に直面するテナント事業者にとって、賃料は経営上の大きな負担となっている。

そうした中、各種融資制度や今後実施が予定されている国等の給付金を活用しても申請から入金まで一定の期間を要するものと考えられることから、緊急的に店舗等の賃料を対象とした「つなぎ資金」の貸付制度を創設する。

2 内容

(1) 対象者

尼崎市内で店舗等を賃貸し事業を運営する個人事業主及び小規模事業者

(2) 融資額

店舗等の賃料3か月分相当額、1事業者の融資上限額50万円

(3) 返済

6か月間据え置き後、一括返済（返済期限：令和3年3月末日）

※繰り上げ返済も可とする

(4) 利子等

無利子・無担保

3 予算

4億300万円（融資額4億円、事務費300万円）

4 受付期間及び方法等

(1) 受付期間

令和2年4月21日～7月31日まで

(2) 受付方法等

原則、郵送又はメールにて受付。

郵 送 先：〒660-0876 尼崎市竹谷町2-183

尼崎市経済環境局経済部地域産業課「緊急つなぎ資金貸付係」

メールアドレス：ama-sangyou@city.amagasaki.hyogo.jp

中小企業センター1階「臨時相談窓口」においても受付。（令和2年5月20日まで）

電話番号：080-2432-3772

080-2455-9846

申請書を審査・融資決定後、1週間を目途に申請者に貸付する。

(3) 提出書類

①貸付金申込書兼借用書

②返済に係る誓約書

③賃貸借契約書等、賃料等の証明ができるもの

④確定申告書等、市内での事業実態を証明できるもの

⑤運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等のコピーなど本人が確認できるもの

⑥振り込み口座がわかるもの 等

以 上

尼崎市内テナント事業者向け

「緊急つなぎ資金」貸付制度

新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少に直面するテナント事業者のみなさんにとって、テナント料は経営上の大きな負担となっています。しかしながら、現在活用できる各種融資制度や、今後実施される国・県等の給付金は、入金までに一定の時間を要するものと考えられます。そこで、尼崎市では、緊急的に、賃料を対象とした「緊急つなぎ資金」の貸付制度を創設します。

対象者

市内で店舗を賃借し、事業を運営する
個人事業主・小規模事業者^(※1)

融資額

店舗等の賃料3ヶ月分まで
(上限額:50万円)

返済

6ヶ月間の据え置き後、一括返済
(返済期限:年度内)繰上返済も可

利子等

無利子・無担保

(※1)小規模事業者とは、常時使用する従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の商工業者を指します。

受付期間・方法

受付期間	令和2年4月21日～7月31日
受付方法	① 原則:郵送またはメールにて、下記「緊急つなぎ資金貸付係」へ ② 尼崎市中小企業センター1F 臨時相談窓口 ^(※1) に持参(～5/20)
提出書類	① 貸付金申込書兼借用書 ^(※2) ② 返済に係る誓約書 ^(※3) ③ 賃貸借契約書等、賃料の証明ができるもの ④ 確定申告書等、市内での事業実態を証明できるもの ⑤ 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等のコピーなど本人が確認できるもの ⑥ 振り込み口座が確認できるもの 等 (※2・3)は、下記のHPからダウンロードできます。

<お問い合わせ先>

〒660-0876 尼崎市竹谷町2-183

尼崎市 経済環境局 経済部 地域産業課
「緊急つなぎ資金貸付係」

ama-sangyou@city.amagasaki.hyogo.jp

TEL:06-6430-9750

(平日 9時から17時)

臨時相談窓口(中小企業センター1F)

TEL:080-2432-3772

TEL:080-2455-9846

(平日・土日祝 9時から17時)

尼崎市 つなぎ資金

検索

最新情報は市地域産業課
HPをご確認ください。



融資給付金等の現状イメージ図(R02年4月20日時点)

